

<市第 69 号・市第 71 号議案関連資料>

## 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更 及び 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約の変更について

### 1 契約変更を行う理由

戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業については、平成 22 年第 2 回市会定例会において特定事業契約が議決され、また、横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業については、平成 20 年第 4 回市会定例会において、特定事業契約が議決され、事業が開始されました。

この特定事業契約では、設計・建設の対価に対する消費税率は本各施設の引渡時に適用のある税率に、維持管理・運営の対価に対する消費税率は維持管理・運営時に適用のある税率に、それぞれよるものとし、変更分については、市が負担するものとしています。

今回、令和元年 10 月 1 日から消費税率が改正されることに伴い、同年度以降の維持管理・運営の対価に対する消費税額を改定する必要が生じたため、契約の相手方と契約金額を変更する契約を締結します。

また、建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)の施行に伴い、維持管理業務の内容に、防火設備検査業務を追加する必要があることから、併せて維持管理・運営の対価を改定し、契約金額を変更します。

### 2 契約変更内容

#### (1) 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業

- ア 変更前契約金額 16,979,767,783 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 904,518,742 円)
- イ 変更後契約金額 17,036,931,474 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 955,002,433 円)
- ウ 差額 57,163,691 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 50,483,691 円)

#### (2) 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業

- ア 変更前契約金額 10,526,856,285 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 511,977,436 円)
- イ 変更後契約金額 10,553,347,951 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 533,779,102 円)
- ウ 差額 26,491,666 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 21,801,666 円)

### 3 契約期間

- (1) 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業  
平成22年6月23日から令和9年3月31日まで
- (2) 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業  
平成20年12月12日から令和8年3月31日まで

### 4 契約の相手方

- (1) 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業  
西区北幸一丁目11番5号  
アートプレックス戸塚株式会社  
代表取締役 星 二郎
- (2) 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業  
西区みなとみらい三丁目6番1号 みなとみらいセンタービル14階  
グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社  
代表取締役 浮穴 浩一